



# 令和8(2026)年4月入所 保育施設等の利用申込みのご案内

保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定こども)・小規模保育事業所等の入所



尼崎市 こども入所支援担当

## ◇申込み期間(1次申込み)

**令和7(2025)年10月27日(月)～11月14日(金)(必着)**

上記の期限後、11月17日(月)から令和8(2026)年2月3日(火)までに申込みをされた方は2次申込みとして受付けます。2次申込みは1次申込みの方の利用調整後に利用調整をします。詳しくは、裏面の「2次利用調整について」をご覧ください。

なお、利用調整は先着順ではありません。

## ◇申込書類等の配布について

令和7(2025)年10月1日(水)から尼崎市ホームページに、申込書類等を掲載します。また、同日より以下の窓口にて申込書類等の配布を開始します。

申込書類等の配布及び利用に関する相談窓口	開庁時間
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ こども入所支援担当(市役所北館2階)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 月曜日から金曜日まで(祝日を除く) 午前9時から午後5時30分まで</li> </ul>
申込書類等の配布場所	開庁時間
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 南北保健福祉センター内福祉相談支援課</li> <li>■ 開明庁舎・生涯学習プラザ(大庄北・立花南・武庫西・園田東)・アミング潮江プラストいきいき3階の各保健福祉申請受付窓口</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 月曜日から金曜日まで(祝日を除く) 午前9時から午後5時30分まで</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業所等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各施設にお問い合わせください。 (土曜日に配布を行っている施設もあります)</li> </ul>

## ◇申込み方法

### 郵送による申込みとなります。

以下の宛先に簡易書留・特定記録郵便・レターパック等、追跡可能な郵便にてお申込みください(郵送料申請者負担。申込書類等の配布場所での受付は行っていません)。事故等による郵便の不着や到達のついての問合せには応じられませんので、ご自身で追跡記録を確認してください。

【送付先】 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市 こども青少年局 保育児童部 こども入所支援担当

## ◇申込みから利用までの流れ

- |                       |                                     |  |
|-----------------------|-------------------------------------|--|
| (1) 利用申込み(1次)         | 令和7(2025)年10月27日～11月14日             |  |
| (2) 利用の可否・面接のお知らせ(1次) | 令和8(2026)年1月末ごろ(※)                  |  |
|                       | ※ 令和8(2026)年1月下旬に尼崎市ホームページでお知らせします。 |  |
| (3) 各保育施設等での面接        | 令和8(2026)年2月上旬～中旬                   |  |
| (4) 保育の利用開始           | 令和8(2026)年4月1日                      |  |

## ◇対象となる人

令和8(2026)年4月から保育施設等の保育を希望する人で、子ども・子育て支援新制度の下で2号認定又は3号認定を受ける人。2号・3号認定を受けるには「保育の必要性」の事由に該当することが必要です。(次ページの※印「保育の必要性」の事由参照)

こどもの年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設
0～2歳	あり (※)	3号	保育所(園)
			認定こども園【注1】
			小規模保育事業所等
3～5歳		2号	保育所(園)
			認定こども園【注1】
	なし	1号	幼稚園【注2】
			認定こども園【注1】

※「保育の必要性」の事由  
 ○就労 ○妊娠・出産 ○保護者の疾病・障害  
 ○同居か長期入院などを行っている親族の介護・看護  
 ○求職活動（起業準備を含む）  
 ○就学（職業訓練校などの職業訓練を含む）等  
 注1：認定こども園  
 教育と保育を一体的に行う施設  
 注2：幼稚園  
 子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を除く

### ◇申込みにあたっての注意事項

- 令和7(2025)年度分の申込みを済ませていて、入所できず待機となっている方についても改めて令和8(2026)年度分の申込みが必要です。
- 申込み期間終了後にお子さまが産まれた場合、誕生日以降の申込みとなります（出生予定での申込みはできません）。
- 保育の必要性の事由に応じて、申込書に添付する書類が異なります。提出書類に不備（不足）がある場合、利用申請を受け付けることが出来ない場合がありますので、必ず提出する前にご自身で確認してください。
- 1次利用調整の公表日は令和8(2026)年1月末ごろ（予定）で、令和8(2026)年1月下旬に公表日を尼崎市ホームページでお知らせします。入所できた場合は、保育施設等から電話があり、入所保留となった場合は、市から書面でお知らせします（引き続き2次利用調整・3次利用調整を行います）。いずれの利用調整においても入所保留となった場合は、3月中旬に利用保留通知を発送します。
- 保育料以外に実費がかかる場合がありますので、事前に希望園に確認してください。

### ◇2次利用調整について

1次利用調整後に、内定辞退や退所等の事由により、追加で受入可能となった保育施設等がある場合は、1次利用調整で入所できなかった方及び2次申込みをされた方を対象に2次利用調整を行います。受入可能となった保育施設等の情報については、1月末ごろに尼崎市ホームページでお知らせします。

2次利用調整の公表日は令和8年2月末ごろの予定です。

### ◇3次利用調整について

2次利用調整後に、内定辞退や退所等により追加で受入可能となった保育施設等がある場合は、2次利用調整で入所できなかった方を対象に3次利用調整を行います。空きが出た場合や、まだ空いている保育施設等の情報など、要件（利用調整指数）が高い方から順に随時（3月上旬から中旬まで）ご案内の連絡をいたします。

### 保育施設等の利用に関するご相談は、こども入所支援担当へ♪

こども入所支援担当では、保育施設等（保育所(園)や認定こども園、小規模保育事業所等）についての情報提供及び相談業務を行っています。保育施設等の申込みにあたってのニーズに沿った施設（事業）選びやお子さまのことで保護者の方の気がかりなことを踏まえた利用相談も行っています。相談担当員の中に保育士資格を持つ経験豊富な専門相談員もいます。各保育施設等の紹介ファイル（利用時間や行事等を掲載）も置いてあり、ご自由にご覧いただけます。また、キッズスペースもあります。申込み期間中は窓口が大変混み合うため、事前の相談をお勧めします。

★ **開庁時間** 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時から午後5時30分まで

★ **担当窓口** こども入所支援担当(市役所北館2階)

電話：6489-6369 FAX：6489-6467

